

茨木市立図書館資料インターネット等サービス実施に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市立図書館（以下「図書館」という。）がインターネット及び館内検索端末を利用し、図書館資料のインターネット等サービス（以下「サービス」という。）を利用する本市に居住する者又は本市に通勤若しくは通学する者（以下「利用者」という。）に対して、当該サービスを実施するため必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2 サービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 図書館が所蔵する図書（雑誌を含む。）及びコンパクトディスク（CD）等の視聴覚資料（絵画を除く。）の予約
- (2) 利用者本人の貸出状況の照会
- (3) 利用者本人の予約状況の照会
- (4) メールアドレスを登録した利用者にあつては、第1号の予約を行った図書等が貸出可能となった旨のメールの送付
- (5) 貸出期間の延長

(サービスを利用できる者)

第3 利用者は、茨木市立図書館条例施行規則（平成4年茨木市教育委員会規則第3号）第5条第1項に規定する利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けた本市に居住する者又は本市に通勤若しくは通学する者のうち、小学生以上の者とする。

(パスワードの交付)

第4 サービスを利用しようとするときは、次のいずれかの方法によりパスワードの交付を受けなければならない。

- (1) 図書館窓口で利用カード及び本人確認できる証明書を提示し、パスワード申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を茨木市立中央図書館長（以下「館長」という。）に提出する方法で行うものとする。この場合において、小学生が申し込むときは、利用カード及び保護者の同意を得た申込書を提出するものとする。
 - (2) インターネット上の茨木市立図書館ホームページにおいて利用者番号及び生年月日を入力する方法で行うものとする。この場合においては中学生以上の者に限る。
- 2 図書館窓口への来館が困難と認められる者の利用申込みについては、館長が別に定める。

(パスワードの管理)

第5 利用者は、自己の責任において、パスワードを厳重に管理しなければならない。

(パスワードの再交付)

第6 利用者が登録したパスワードを忘れた場合は、次のいずれかの方法によりパスワードの再交付を受けることができる。

(1) 第4に準じてパスワード申込書を提出する方法

(2) インターネット上の茨木市立図書館ホームページにおいて利用者番号及びメールアドレスを入力する方法

(サービス利用の廃止)

第7 利用者がサービスの利用を取り止めるときは、図書館窓口で利用カード及び本人確認できる証明書を提示し、パスワード使用廃止届(様式第2号。以下「廃止届」という。)を提出しなければならない。この場合において、小学生が届け出るときは、保護者の同意を得た廃止届を提出するものとする。

(サービス利用の停止)

第8 館長は、次に掲げる利用者の行為が判明したときは、当該利用者のサービスの利用を停止することができる。

(1) 申込書に虚偽の事項を記入したとき。

(2) 不正に利用カードの交付を受けたとき。

(3) 不正にパスワードの交付を受けたとき。

(4) 利用カードを他人に譲渡若しくは貸与したとき。

(5) 利用カードを不正に使用したとき。

(6) 前各号のほか、館長が利用を停止する必要があると認めるとき。

(利用料金)

第9 サービスの利用料金は、無料とする。

2 利用者が所有するパソコン又は携帯電話からのサービス利用に係る通信費等は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第10 図書館は、利用者が当該サービスの利用により生じた損害に対していかなる責めも負わないものとする。

2 利用者は、当該サービスにより第三者に損害を与えたときは、その賠償を負わなければならない。

(システムの停止)

第11 館長は、次の各号のいずれかに該当するとき、サービスの運用を停止するものとする。

(1) 電気通信事業者等による設備の保守、システムの障害復旧等のため運用を停止

するとき。

(2) 自然災害等不可抗力の要因により運用ができないとき。

(3) 前2号のほか、館長が運用を停止する必要があると認めるとき。

(委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施について必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。ただし、第2第1号及び第2号の規定は平成17年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年1月1日から実施し、平成21年5月5日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年7月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(様式第1号)

(表面)

パスワード ^{もうしこみよ} 申込書		年 月 日	
(申込先) 茨木市立中央図書館長		利用者番号	
		□ □ □ □ □ □ □ □	
裏面 ^{りめん} の同意書 ^{どういしょ} に同意 ^{どうい} して、パスワード ^{こうふ} の交付 ^{もう} を申し込み ^こ ます。 ※性別 ^{せいべつ} は任意 ^{にんい} 記入 ^{きにゆう}			
ふりがな		男 ^{おとこ} 女 ^{おんな}	生 ^{せい} 年 ^{ねん} 月 ^{がつ} 日 ^{にち}
名 ^な 前 ^{まえ}			年 月 日
住 ^{じゅう} 所 ^{しょ}	(〒 -)		
電 ^{でん} 話 ^わ 番 ^{ばん} 号 ^{ごう}	() -		
勤 ^{きんむさき} 務 ^む 先 ^{さき} 又 ^{また} は 学 ^{がっこう} 校 ^{めい} 名 ^{めい}	市 ^{しがい} 外 ^{がい} に居 ^き 住 ^{じゅう} す ^る 方 ^{かた} のみ	電 ^{でん} 話 ^わ 番 ^{ばん} 号 ^{ごう}	() -
※小学生 ^{しょうがくせい} がインターネット ^{とう} 等 ^{りよう} サービス ^{かん} を利用 ^{どうい} するときは、保護 ^{ほご} 者 ^{しゃ} の同意 ^{どうい} が必 ^{ひつ} 要 ^{よう} です。			
上記 ^{じょうき} 本人 ^{ほんにん} が、インターネット ^{とう} 等 ^{りよう} サービス ^{かん} を利用 ^{どうい} することに同意 ^{どうい} します。			
保護 ^{ほご} 者 ^{しゃ} 氏 ^{めい} 名 ^{めい}			

(裏面)

インターネット ^{とう} 等 ^{りよう} サービス ^{かん} 利用 ^{どうい} に関する同意書	
1	私 ^{わたし} のカード ^{ばんごう} 番号 ^{およ} 及び ^{たにん} パスワード ^{りよう} は、他人 ^{たにん} に利用 ^{りよう} させません。
2	パスワード ^{たにん} は、他人 ^し に知ら ^れ ないよう ^に 、自 ^じ 己 ^こ の責任 ^{せきにん} におい ^て 管理 ^{かんり} します。
3	私 ^{わたし} がこのサービス ^{りよう} の利用 ^{よう} に要 ^{つう} する通信 ^{しんひとう} 費 ^{ふたん} 等を負担 ^{ふたん} します。
4	私 ^{わたし} がこのサービス ^{りよう} の利用 ^{りよう} により第 ^{だい} 三 ^{さん} 者 ^{しゃ} に損 ^{そん} 害 ^{がい} を与 ^{あた} えたときは、その責 ^せ めを ^お 負 ^お います。
5	茨木市立図書館 ^{いばらきしりつとしょかん} は、このサービス ^{りよう} の利用 ^{りよう} により生 ^{しょう} じた損 ^{そん} 害 ^{がい} に対 ^{たい} し、いかな ^せ る責 ^お めも負 ^お いません。

(様式第2号)

パスワード使用廃止届		年 月 日			
(届出先) 茨木市立中央図書館長		利用者番号			
		[][][][][][][][]			
ふりがな		生 年 月 日	ねん 年	が 月	に 日
なまえ 名前					
じゅうしょ 住所	(〒 —)				
でんわばんごう 電話番号	(—)				
きんむさき 勤務先 また がっこう 又は学校 名	しがい きょじゅう (市外に居住する方のみ)	でんわばんごう 電話番号	(—)		
※利用者 <small>りようしゃ</small> が小学生 <small>しょうがくせい</small> のときは、保護者 <small>ほごしゃ</small> の同意 <small>どうい</small> が必要です。					
じようきほんにん 上記本人 <small>じようきほんにん</small> がインターネット等サービス <small>りよう</small> の利用を廃止することに同意 <small>どうい</small> します。					
ほごしゃしめい 保護者氏名					